公共施設２４施設ＬＥＤ照明改修業務委託
仕様書

１．目的

本市では２０５０年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「南相馬市ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、ゼロカーボンシティの目標達成に向けて、市民・事業者・行政が連携して温室効果ガスの排出削減を推進していくため、その実行計画として「南相馬市ゼロカーボン推進計画」を策定したところである。

また、南相馬市ゼロカーボン推進計画では、市の率先的行動として事務事業編を策定しており、公共施設での省エネ効果が大きいＬＥＤ照明導入を２０３０年度までに１００％達成することを目指しているとともに、加えて、令和９年末までに蛍光ランプの製造・輸出入が禁止されることから、照明設備のＬＥＤ化改修を順次実施していく予定である。

そのため、市が所有する公共施設２４施設でのＬＥＤ照明機器への更新に関して、ＥＳＣＯ（Energy Service Company）事業※１の手法を導入し、老朽化した設備の改修とＥＳＣＯ事業を一体的に発注する設備更新型ＥＳＣＯ事業として実施するものである。

なお、当該ＥＳＣＯ事業に係る業務委託は、本市が工事等初期費用を調達するギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）を採用して実施する。

※１　ＥＳＣＯ事業とは、省エネルギー改修に係る全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。

２．業務名

公共施設２４施設ＬＥＤ照明改修業務委託

３．契約期間

契約締結の日から令和１１年３月３１日まで

（内訳）施　　工：契約締結の日から令和１０年３月３１日まで

省エネ検証：令和１０年４月１日から令和１１年３月３１日まで

４．業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

（１）契約形態

ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）

（２）対象施設

別表１「対象施設」に示す通り。

（３）更新対象設備の照明器具更新および省エネ効果の検証

【提供資料】照明器具一覧表

５．業務内容

（１）現地調査・設計・施工計画書の作成および省エネルギーに関する詳細診断等

① 事業者は第１優先候補者選定後速やかに既存照明器具の現状調査を実施し、更新対象設備の工程数量および見積価格を提示する。

なお、優先受託交渉者選定後の仕様協議等において、発注者が追加・変更を指示した場合を除き、提案額からの増額は認めない。

② 施工計画書の作成

事業者は契約締結後、事前調査の結果を踏まえ、設置スケジュール（工程表）、 施工図面（プロット図程度）、施工内容、養生計画、安全管理、施工数量、エネルギー削減量等（ベースラインの設定、削減予定額に関する事項含む）を記載した「施工計画書」を作成すること。 具体的な内容については以下の内容とし、市と事前協議の上で作成すること。

・設置スケジュール（工程表）
・工事範囲及び停電範囲
・施工図面及び施工する照明器具一覧
・現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の所属、氏名、緊急連絡先
・資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場
・施工に支障となる既存機器、物品の一覧
・廃棄物の処分計画
・安全管理

③ ベースラインの算出

ESCO サービスによる削減対象とする１年間の光熱費の基準額（以下「ベースライン」という。）は、機器の仕様と本市が指定する部屋種別ごとの点灯時間、電気単価を基に算出して得た額とする。また、設備更新後の光熱費の削減予定額については、更新予定の機器の仕様を基にベースラインと同じ条件で更新後の光熱費を算出し、それとベースラインの差額とする。

なお、提案書を作成する上での前提条件は以下に示す通りとする。

・電力単価

（電力量料金 + 燃料費等調整額 + 再エネ賦課金） ÷ 使用電力量の１年分の平均単価

・二酸化炭素排出係数：0.434 kg-CO_2/kWh

提案書へは LED 化によって想定される使用電力削減量（kWh）および電気料金削減量（円）を施設ごとに記載すること。（kWh/年および円/年）

（２）施工（改修）

施工に必要な照明器具等を自ら調達し、改修を行う。 また、施工後、維持管理終了後の設備の引き渡し関連業務を行う。

（３） ESCO サービス（１年間）

導入した照明器具等の維持管理のほか、計測・検証に必要な業務を行う。

① 効果の検証及び報告

（ア）削減効果の検証

本業務提案において提示した使用電力削減量（kWh）および電気料金削減量（円）が確実に守られていることを証明するための適切な検証方法を用いて、本業務契約期間中において、サービス導入によるコスト削減効果の検証を行うものとする。

（イ）事業者の報告及び本市の確認

事業者は前項の検証の結果及び修理・交換等の記録を報告書として市へ提出し、市は当該報告の内容を確認するものとする。

（ウ）維持管理

照明器具の設置後からＥＳＣＯサービス期間終了までの間、ＬＥＤ照明器具等が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。

（エ）責任及び費用負担

ＥＳＣＯサービス期間中のＬＥＤ照明器具等の不点灯、照度低下（基準値以下）、故障・異常等については、故意又は過失による損害、暴動による損害、原子力による損害、地震・噴火・津波による被害など、不可抗力によるもの以外の場合は、受注者の責任及び費用負担において、交換、補修等を行うこと。

（４）図面作成

既存図面が存在しない施設や建物において、照明器具の適切な保守点検および管理を目的として、以下の要領で平面図等を作成すること。

内容：部屋名称、間取り、主要な構造物（柱等）の配置。

精度：詳細な建築設計図書を求めるものではないが、柱の位置や壁面構成等の主要な構造が判別でき、各室の面積や用途が概ね特定可能な精度を有すること。

対象: 別表１「対象施設」に掲げる施設・建物。

（５）完成図書の作成

対象施設ごとに以下の内容を取りまとめた完成図書を作成すること。「１３．成果品（完成図書）」に詳述。

（６）その他、施工に関連するすべての手続き事務及びその関連業務を行う。

６．照明仕様

（１）一般事項

① 既存の状態(既設蛍光灯・水銀灯等の照明設備)以上の品質を確保（ただし、協議により変更可能とする）し、照度分布状況、輝度分布状況、演色評価等は、各用途に応じた適切な状態を確保すること。

② 原則既設照明器具は撤去し、LED 照明器具及び付属品、その他取り付けに必要な資材などは新品（未使用）のものを調達し、設置すること。（器具ごと交換）

③ 使用する LED 照明は製造（組立・加工を含む）・販売の実績が１０年以上ある国内企業の製品であること。ただし、意匠や機能等の観点から該当する器具がない場合には事業者決定後に市と協議の上、例外を認める場合がある。

④ 品質マネジメントシステム ISO9001、環境マネジメントシステム ISO14001 を取得した工場にて製造された製品であること。

⑤ ショップオリジナル製品、中古品、事故品、展示品、新古品、レンタル品等については認めない。

⑥ 提案時点で製品化されており、かつ製造・販売が継続中であること。
ただし、工期内にモデルチェンジ等で提案時の製品の調達ができない場合は、その旨を市へ相談したうえで、市が認めた代替品にて対応すること。

⑦ 既設照明器具が防雨･防湿･防塵器具などの付帯機能やガード等の付属機器を有する場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。

⑧ ＬＥＤチップまたはＬＥＤパッケージが他者の知的財産権を侵害していないこと。

⑨ 製造者が確認できる出荷証明書の写しを提出すること。

⑩ ＬＥＤ照明及びＬＥＤランプの取り付けに関し、諸法令を遵守し円滑な進捗を図ること。また、法令の適用及び運用は受注者の責任で行うこと。

⑪ 市の要望に応じ、点灯パターン（照明制御）の変更に対応可能であること。

（２）適用基準及び規格

① 電気用品安全法

② 電気設備に関する技術基準を定める省令

③ JIS C 8105-1:2013 照明器具-第１部：安全性要求事項通則

④ JIS C 8105-3:2011 照明器具-第３部：性能要求事項通則

⑤ JIS C 8153：2009ＬＥＤモジュール用制御装置－性能要求事項

⑥ JIS C 8155:2010 一般照明用 LED モジュール－性能要求事項

⑦ JIL 5006：2010 白色ＬＥＤ照明器具性能要求事項

（３）個別製品仕様

① 一般照明器具

（ア）一般照明器具は、原則として、既設器具を流用したＬＥＤ直管ランプの交換は認めない。
なお、埋込型スクエア型器具はＬＥＤユニット※が交換可能なタイプとする。
※ＬＥＤユニットは光束、色温度、調光の選択肢として保有するもの。

（イ）入力電圧：１００～２４２Ｖとする。

（ウ）設計寿命：４０，０００時間以上（光束維持率７０％）
（エ）演色性：Ｒａ８０以上
（オ）器具の出力及びプルＳW付等は既設器具を考慮し、同等以上とすること。
（カ）天井改修を伴う器具の再配置は、原則、行わないものとする。また、器具寸法は、既設サイズを考慮すること。
（キ）ダウンライトは、光束、色温度、調光の選択肢として保有するものとする。埋込穴が異なる場合、リニューアルプレートで対応すること。
（ク）やむを得ず器具改造を伴う場合、発注者と事業者（施工業者）間で協議の上、仕様を決定すること。
（ケ）非常灯内蔵器具（電源別置型）は、改修後のＬＥＤ照明器具の近傍に、現状と同等の機能を有する器具を天井構造に応じて設置すること。
（コ）照明器具の調光方式は、無線で制御できるものとすること。

② 高天井照明器具
（ア）高天井照明器具は、電源内蔵型とし、落下防止ワイヤー付きとする。
（イ）入力電圧：１００～２４２Ｖとする。
（ウ）設計寿命：４０，０００時間（光束維持率７０％）
（エ）演色性：Ｒａ７０以上
（オ）器具の出力は、既設器具を考慮し、同等以上とすること。

③ 防災用（非常用）照明器具
（ア）既設と同等以上の性能を有するものとし、機器仕様は以下の条件を満たすこと。
（イ）非常用照明器具についても、LED 光源の非常用照明器具に取り換えること。
なお、原則として同等以上の性能を持つ器具を設置することとするが、所轄の官公庁との協議により、現行法令に適合することが確認できればこの限りとしない。
（ウ）建築基準法（非常用照明器具）に定める器具を設置すること。
（エ）電源（電源別置型、電源内蔵型）は既設と同様とすること。
（オ）所轄の消防署に改修に伴う申請が必要な場合は、市へ協力すること。その際、改善等を指摘された場合は発注者と協議すること。

（４）対象施設及び施設別要件
① 対象施設・器具等
・対象施設については別表１「対象施設」を、各施設の対象器具や稼働時間、足場種別等および本業務において更新する器具については別途提供する【提供資料】照明器具一覧表に掲げる「更新想定器具」の通りとする。一方、本提供資料は参考資料となることに留意し、最終的な数量等の確認は優先受託候補者選定後に事業者の責任のもと行うこと。

・更新する照明器具は既設の照明器具と同等以上の性能を満たすものを選定すること。
・提案書作成時の数量については公募期間内で実施するウォークスルー調査時に数量の相違を発見した場合も、【提供資料】照明器具一覧表を基に積算をすること。

② 共通要件

(ア) 法令に基づき契約後から工事着手前にアスベストの使用有無の事前調査を行い、事前調査結果を報告すること。また、アスベストの使用があった場合には、アスベストの飛散防止措置を講じること。。

(イ) 照明器具は屋内・屋外全て更新すること。

(ウ) 原則、既にＬＥＤ化されている照明器具についても一部を除き更新の対象とする。

(エ) なお、取り外した照明器具等で再利用が可能なものは市へ引き渡すこと。

(オ) 誘導灯は更新の対象としない。

(カ) 各施設の都合で施工できない期間もあるため、詳細な施工日程については各施設と協議すること。

(キ) 新設箇所も含め、施工方法等については現場調査や提供資料等を踏まえ提案することとし、照明器具更新に伴い発生し得る付帯工事等についても提案に含むこと。

③ 施設別要件

【提供資料】施設別要件を参照すること。

７．工事仕様

（１）安全及び耐久性を確保するため、既存照明器具の再利用は認めない。安定器等を含めた器具全てを取り外して新しくＬＥＤ照明を設置すること。

（２）取り外した照明器具は、現行法に基づき、事業者が責任をもって処分すること。

（３）工事に係る瑕疵については、契約に基づき、事業者の責任とする。

（４）必要に応じて、環境政策課又は施設管理者の立ち合いを受けること。

（５）本業務要求仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書、公共建築物改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図、電気設備に関する技術基準を定める省令、内線規程及び関係するその他の諸法令、規則及び条例に準拠すること。なお、準拠する仕様書等は、契約時点の最新版のものとすること。

（６）既設照明器具からＬＥＤ照明器具へ置き換える際に必要となる関係諸官公庁等への申請届出及び検査等の手続きは、本市と事前調整を行った上で事業者が適切に対応すること。

（７）作業時間は平日午前９時から午後５時までを基本作業時間とするが施設使用中等の理由により基本作業時間に作業できない施設がある。見積積算時の作業可能な詳細時間・日程については別表１「対象施設」のとおりとする。

（８）天井材等にアスベストが含有されている可能性を考慮し、切り替えるLED照明器具は原則建物の改修を伴わないものを選定すること。なお、アスベスト飛散防止に関する調査・対策が必要となった場合の費用は受注者の負担とする。

（９）調査により、器具取付箇所が劣化などにより更新が困難と認められるものがある場合は本市と対応を協議すること。高所等管理が困難な場所に設置されていて、移設が望ましいと認められる場合も同様とする。

（１０）【提供資料】照明器具一覧表と比較し、乖離がある場合にはその対応について協議により決定する。

８．設置

（１）事業者は建設業法の規定に基づき、資格を有する者を適切に配置すること。

（２）電気工事士の資格を有する者が施工を行うこととし、従事者の氏名等を通知すること。

（３）設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において疑義が生じた場合には、速やかに本市に報告し、協議すること。

（４）配電盤及び分電盤内でのブレーカー操作、結線等の作業が必要な場合は、事業者にて本市及び施設管理者と協議・調整を行うこと。

（５）「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づき分電盤の分岐回路ごとに施工前・施工後に絶縁抵抗測定を行うこと。異常があった場合は本市と協議により対処方法を決定すること。

（６）設置作業において発生する軽微な補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。局所的に劣化している照明周辺の配線は、設置の際に事業者が補修を行うこと。劣化が配線の全体に及ぶ場合は、本市との協議により対処方法を決定すること。

（７）施工場所で他の業者による別工事又は点検がある場合は、当該業者との調整に協力すること。

（８）構内に作業車両を駐車する場合は、施設管理者に申し出、承諾を得た後に、施設管理者が指定する場所へ駐車すること。

（９）ＬＥＤ照明器具及び部材等の置き場が必要な場合は施設管理者と協議すること。

(10) 部材等の搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、施設管理者の承諾を得ること。

９．既設照明器具の撤去、運搬、処分及び再利用

（１）撤去した既設照明器具等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45 年法律第137 号）（以下「廃掃法」という。）」等関連法令に従い、適正に運搬処分すること。

（２）ＬＥＤ照明器具の設置により不用となる既設の配管、配線、器具及び設置中に発生した産業廃棄物は、全て撤去、運搬及び処分すること。

（３）再利用が可能な蛍光管については、ＬＥＤ化未実施の施設への再利用が見込めるため市の要請に応じて提供できるスキームを講じること。

（４）既設照明器具の処分に当たっては、安定器のＰＣＢ含有の有無を確認し、無い場合は、適切に運搬及び処分すること。処分後、ＰＣＢ含有の有無を含め、処分に関する報告書を提出すること。

（５）ＰＣＢが含有されている安定器は搬出せず、廃掃法で規定された保管基準に沿う方法で市へ引き渡すこと。引き渡し方法の詳細は市と協議すること。また、ＰＣＢが含有されている安定器のメーカー見解書及び写真等、処分に必要な情報を本市に提供すること。

１０．進捗報告等

（１）事業者は、業務終了までの間、月毎における業務進捗・業務実績・実施状況（「業務実績等報告書(月報)」）等を市へ提出するものとする。

（２）事業者は、業務の遂行において、疑義が生じた場合や重大な事故等があった場合は、直ちに市へその旨を報告するものとする。

１１．自主検査

事業者による設置後自主検査を以下のとおり行い、検査結果を市へ書面により提出すること。

（１）設置状態確認

各ＬＥＤ照明器具が正常に設置され、器具の脱落のおそれが無く、天井材との隙間等が無いことを確認すること。

（２）点灯状態確認

各ＬＥＤ照明器具が異常無く点灯することを確認すること。

（３）絶縁抵抗測定

ＬＥＤ照明器具の設置後に、「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づき分電盤の分岐回路ごとに絶縁抵抗測定を行い、問題が無いことを確認すること。

（４）照度測定

JIS 照度基準、労働安全衛生規則を満たす照度であるか施工後に照度測定すること。
照度測定箇所については施設ごとに最低１部屋を想定しているが、詳細については本市及び施設管理者との協議により決定するものとする。

１２．引き渡し

（１）事業者は、施工業務完成後、速やかに業務完了報告書を提出し、工事の完成を確認するための検査を受けることとする。

（２）検査を行う場所及び日時は、事業者から業務完了報告書の提出があった後、検査員が決定する。検査実施日は当該通知書の提出があってから 14 日以内とする。

（３）検査に合格しなかった場合、事業者は直ちに修補して再度、検査員による検査を受けなければならない。

（４）事業者は、検査合格後、直ちに工事目的物の引渡しを行うものとする。

（５）事業者は、引渡しまでに施設内の資機材及び仮設物等を全て搬出することとする。

１３．成果品（完成図書）

（１）成果品の内容

対象施設ごとに以下の内容を取りまとめた完成図書を作成すること。なお、本業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物の著作権及び所有権は、発注者に帰属するものとする。ただし、受託者が本業務外で開発したソフト等の著作権は除く。

①照明器具管理台帳

照明器具の種類ごとに記号を記載し、照明配置図との照合ができること。

②写真台帳

エリアごとに設置前・後の写真を整理したもの。

③ＬＥＤ照明器具を設置した範囲の照明配置図

配置図の下図は各施設の建築図面、または「４．業務範囲（３）業務内容⑦図面作成」で作成した図面とする。

④設置したＬＥＤ照明器具の姿図

⑤自主検査結果

⑥機器仕様書

⑦既設照明器具の処分報告書（産業廃棄物管理票の写しを添付すること）

⑧ＰＣＢが含有されている安定器のメーカー見解書及び写真等（必要な場合）

⑨関係諸官公庁等への申請等が完了していることを示す書類（必要な場合）

⑩緊急連絡先

⑪設備設置完了届

（２）成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

表　成果品

成果品名称	形式	数量	備考
①完成図書（施設別）	パイプファイル	24 部	１施設１部
②完成図書（全施設版）	パイプファイル	１式	「①完成図書（施設別）」をまとめて綴ったもの
③完成図書（全施設版）電子データ	DVD 等	１式	・「４．業務範囲（４）業務内容⑦図面作成」で作成した図面を含

			める ・「②完成図書（全施設版）」のパイプファイルに綴る

１４．責任分担

予想される責任分担は次表によるものとし、応募者は想定されるリスクを考慮したうえで提案をすること。

【予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			自治体	事業者
共通	募集要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りがあるもの	○	
	安全性の確保	事業遂行に伴う施設、利用者等への安全性の確保		○
	環境の保全	事業遂行に伴う騒音、振動、高調波等環境への影響		○
	制度変更	税制の変更	○	
		法令、許認可の変更	○	○
	事業の中止・延期	当自治体の指示によるもの	○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
計画設計段階	不可抗力	天災等による設計変更、中止、延期	○	○
	物価変動	急激な物価変動による計画の見直し	○	○
	計画変更	当自治体の指示によるもの	○	
		事業者の調査不足、判断の不備によるもの		○
	応募コスト	事業の応募に係る費用		○
工事施工段階	第三者賠償	工事施工時における第三者への損害賠償		○
	不可抗力	天災等による設計変更、中止、延期	○	○
	物価変動	急激な物価変動による工事の見直し	○	○
	設計変更	当自治体の指示によるもの	○	
		事業者の調査不足、判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	当自治体の責による引渡しの遅延	○	
		必要な場所への立ち入り許可が下りない場合の遅延または未完工	○	○
		事業者の責による遅延		○
	工事費増額	施工段階における当自治体からの指示、要望によるもの	○	
		事業者の判断によるもの		○
	性能	施工不良、器具不良等による要求仕様不適合		○
	一時的損害	引渡し前に工事目的物および既設建物、設備に生じた損害		○

	用地確保	資材置き場、休憩所の確保		○
支払	金利変動	金利の変動によるサービス料の増額		○
	支払遅延・不能	当自治体の責による支払いの遅延、不能によるもの	○	
契約期間中	設備不良	設置設備が所定の性能を有しない場合		○
		高調波等による既設設備への影響		○
	電気料金単価の変動	電気料金の変動による削減効果の減少	○	
	エネルギーベースラインの調整	照明器具の使用状況、点灯時間の顕著な変動による削減効果の減少	○	
		上記以外の場合	○	○
保証	性能	施工不良、器具不良等による要求仕様不適合		○
		契約期間内の要求仕様不適合に伴う施設への損害および当自治体の運営、業務への障害		○

１５．その他

（1）本仕様書に記載のない事項については、両者協議のうえ、必要に応じて契約の変更等を行い当該業務の円滑な履行に努めること。

（2）契約の変更を行う場合で、当初議会で議決された内容の変更については、議会の議決を経たのちに確定し、効果が発生するものとする。

（3）業務の履行にあたっては、履行場所の職員や利用者等に影響がないよう十分配慮して行うこと。

（4）　本事業に関して、本仕様書の定めと矛盾又は抵触する定めがある場合、本仕様書の定めを優先するものとする。

１６．環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

別表１「対象施設」

施設No.	施設名称	器具等台数 ※ガードやリニューアルプレート等含む		施設用途	施工可能日時	図面作成対象建物・部屋等
		既設台数	更新後台数			
1	鹿島区役所	340	344	庁舎等	土日施工	書庫棟、書庫兼倉庫、倉庫、車庫
2	鹿島商工会館	179	205	事務所	随時（要事前調整）	－（対象外）
3	野馬追通り銘醸館	337	364	観光施設	随時（要事前調整）	－（対象外）
4	道の駅南相馬	205	205	観光施設	夜間施工	－（対象外）
5	鹿島浄化センター	166	183	下水道施設	随時（要事前調整）	－（対象外）
6	小高浄化センター	293	303	下水道施設	随時（要事前調整）	－（対象外）
7	第一下水処理場	570	608	下水道施設	随時（要事前調整）	汚水沈砂池ポンプ棟、雨水沈砂池ポンプ棟、雨水沈砂池ポンプ棟地下、最初沈殿池（地下）、オイルタンクSV、検知測定室、汚泥濃縮タンク、汚泥濃縮タンク（車庫）、汚泥消化タンク、ケーキホッパー棟、水処理脱臭室
8	小高保健福祉センター	580	648	保健施設	土日施工	－（対象外）
9	原町保健センター	551	572	保健施設	土日施工	－（対象外）
10	鹿島保健センター	284	286	保健施設	随時（要事前調整）	－（対象外）
11	シルバー人材センター	123	123	事務所	随時（要事前調整）	倉庫を含め全て
12	かしま保育園	344	344	幼保・こども園	土日施工	－（対象外）
13	太田生涯学習センター	110	121	集会施設	随時（要事前調整）	－（対象外）
14	鹿島生涯学習センター	599	604	集会施設	随時（要事前調整）	－（対象外）
15	ひばり生涯学習センター	235	277	集会施設	随時（要事前調整）	－（対象外）
16	原町生涯学習センター	335	348	集会施設	随時（要事前調整）	－（対象外）
17	石神生涯学習センター	99	109	集会施設	随時（要事前調整）	－（対象外）
18	小高生涯学習センター	749	749	集会施設	随時（要事前調整）	－（対象外）
19	南相馬市労働福祉会館	89	89	事務所	随時（要事前調整）	－（対象外）
20	南相馬市馬事公苑	398	398	屋外施設	随時（要事前調整）	第二厩舎、浄化槽
21	雫浄化センター	297	297	供給処理施設	随時（要事前調整）	－（対象外）
22	クリーン原町センター	522	515	供給処理施設	随時（要事前調整）	工場棟B階、プラントエリア、事務棟、
23	南相馬市博物館	870	870	博物館等	夜間施工	－（対象外）
24	南相馬市消防・防災センター	885	929	防災施設	随時（要事前調整）	－（対象外）
	合計	9,160	9,491			

＜全数＞

既設器具台数：９，１６０台　更新器具台数：９，４９１台

※上記数量には、「フランジ、吊り用ワイヤー、センサー、ポール、階段表示、給電ユニット、連結金具、モールライト用アーム、表示パネル、パイプ吊ハンガー、ライトマネージャー、信号変換器、新設用レーン器具、通信補助器具、天井取付金具、PiPit プラスハンディライコン 40 型ガード、20 型ガード、送受信機、リニューアルプレート、ポールアダプタ」を含んだ数量であることに留意すること。

＜灯具数（非常灯・パトライト含む）＞

既設器具台数：８，８８３台　更新器具台数：８，８５８台